

大通達甲（生）第6号
令和3年3月31日

簿冊名	例規（1年）
保存期間	1年

生活安全部地域課長
交通部高速道路交通警察隊長 殿
各 警 察 署 長

警 察 本 部 長

110番通報等の通報者に対する記念品贈呈要綱の改正について（通達）

110番通報その他の通報により、初動警察活動に有効な情報を提供した通報者に対する謝意表明については、「110番通報等の通報者に対する記念品贈呈要綱の改正について」（令和2年5月18日付け大通達甲（生）第11号）により実施しているところであるが、この度、行政手続等における押印原則の見直しに伴い、別添のとおり「110番通報等の通報者に対する記念品贈呈要綱」を改正し、令和3年4月1日から運用することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、前記通達は、同日付けで廃止する。

（地域課通信指令企画係）

別添

110番通報等の通報者に対する記念品贈呈要綱

1 趣旨

この要綱は、110番通報その他の通報により、初動警察活動に有効な情報を提供した通報者に対し、謝意を表すための記念品を贈呈する手続について、必要な事項を定めるものとする。

2 管理体制

(1) 運用責任者

ア 警察本部に運用責任者を置き、生活安全部地域課長をもって充てる。

イ 運用責任者は、記念品贈呈に係る事務を総括する。

(2) 運用管理者

ア 交通部高速道路交通警察隊及び各警察署（以下「警察署等」という。）に運用管理者を置き、当該所属の長をもって充てる。

イ 運用管理者は、自所属における記念品贈呈に係る事務を総括する。

(3) 運用管理担当者

ア 生活安全部地域課及び警察署等に運用管理担当者を置き、生活安全部地域課にあっては課長補佐（課長補佐に準ずる職を含む。）を、交通部高速道路交通警察隊にあっては隊長補佐を、警察署にあっては地域課長（地域課長を置かない警察署にあっては、地域交通課長）をもって充てる。

イ 運用管理担当者は、自所属における記念品贈呈に係る事務を処理する。

3 記念品贈呈手続

(1) 対象者

記念品を贈呈する対象者は、次に掲げる通報を行った者及びこれに関わった者の中から、当該通報に係る事案を処理する運用責任者又は運用管理者が適当と認めたものとする。

ア 各種事件・事故に関する通報で、その内容が犯人の検挙に結び付き、又は事件・事故を処理する上で有効であったもの

イ 各種事案に関する通報で、その内容が人の生命、身体又は財産に対する被害を防止する上で有効であったもの

ウ 緊急配備等の各種手配に関する通報で、その内容が事件・事故を処理する上で有効であったもの

エ 前記アからウまでに掲げるもののほか、初動警察活動に有効であったもの

(2) 記念品出納簿

運用責任者及び運用管理者は、前記(1)の対象者に記念品を贈呈したときは、記念品出納簿（第1号様式）により、自所属分の記念品の出納状況を明らかにしておくものとする。

(3) 記念品管理簿

運用責任者は、警察署等に記念品を配布したときは、記念品管理簿（第2号様式）に

より、その出納状況を明らかにしておくものとする。

(4) 留意事項

ア 記念品の贈呈に当たっては、時機を失することなく、速やかに行うよう留意するものとする。

イ 記念品を贈呈する際は、通報事案の処理状況を伝えるなど、その善意に応えるとともに、事後の協力についても依頼するものとする。

ウ 対象者の立場等を十分考慮し、秘密の保持に努めるものとする。

4 その他

運用管理者は、毎月10日までに記念品出納簿の写しを運用責任者に送付するものとする。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

記念品出納簿（ 年度）

（地域課・高速隊・ 警察署）

出納 月 日	対 象 者			事 案 名	受入数	払出数	在庫数	交付者氏名	運用責任者又は 運用管理者
	住 所	氏 名	年 齢						
/									
/									
/									
/									
/									
/									
/									
/									
/									

備考1 「対象者の住所」欄は、市町村名を記載すること。

2 「事案名」欄は、「〇〇における〇〇事案」程度を記載すること。

3 「運用責任者又は運用管理者」欄は、生活安全部地域課分については運用責任者が、その他の所属分については運用管理者が記名すること。

